

令和4年第10回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和4年10月25日
開催年月日 令和4年10月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好
閉会時刻宣告者 14時5分 事務局長 相馬 孝好
会長 鈴木 誠

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	10	宮澤 史明
2	井上ゆかり	11	林 春政
4	久保田穂積	13	鈴木 誠
5	櫻井 汪		
6	須賀 勤		農地利用最適化推進委員
8	山口 俊司		第1区域 中井 孝志
9	染野 嘉明		第2区域 坂上 健司
			第3区域 染野 亘志
			第4区域 齊藤 喜久夫

○欠席委員

7 小埜 一博

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 小川 竜太
主任 野原 靖子

会議件名

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画について

(3) 議案第3号 農用地利用配分計画について

(4) その他

- ・ 次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。ニュースでは物価高のことがでてますが、最近直売所とかみえますと、でる月はたくさんでるんだけど、なかなか野菜の値段は上がらないね。農家の人にとって、物価高といっても百姓の品物はあがらず、売り上げはあがってこない。さみしいなと思うこともあり、なかなか難しいなと思うところですが、皆さんで知恵を絞りながらやっていければと思います。よろしくをお願いいたします。

○事務局長 早速会議に入らせていただきます。

◎○議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に○議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、○議長を務めていきますので。議事の進行にご協力をよろしくお願ひします。

ただいまの出席委員は11名です。本日の欠席委員は小埜委員となります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

6番、須賀勤委員、10番、宮澤史明委員を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ございませんので、異議ないと認めます。

よって、議事録署名人に6番、須賀勤委員、10番、宮澤史明委員を指名します。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

ここで諸般の報告をいたします。十月六日の木曜日に皆野町役場で農業委員会秩父郡市協議会の役員会に事務局長と出席しました。

以上、報告を終わります。

◎議案第1号農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法第五条の規定による許可申請1件について議題とします。

○議長 農地法第五条 番号1 —————氏・—————氏所有の農地を—————氏が「商業施設・グランピング施設」へ転用するための許可申請について、審議いたします。

○議長 事務局の説明を求めます。

(事務局説明文章)

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、—————さん。譲渡人、住所・氏名、—————さん、—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字—————、地目は全て畑、面積は337㎡、164㎡、833㎡の合計1334㎡の3筆です。転用の目的は商業施設（グランピング施設）となります。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、—————区内、—————から北東に約100mにある場所です。

次に、申請の事由ですが、サラリーマン生活を通して感じたことは休日の重要性。働く人は逃げ場(避難する場所)が必要です。休日という逃げ場があって初めて「明日からがんばろう」と思える。そんな「明日から頑張ろう」って思える素敵な場所を創る為グランピング敷地と購入し、商業利用するため申出するものです。ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もごらんください。グランピングサイトを3カ所、管理棟を1棟設置し、その他、簡易トイレ、従業員、来客駐車場で建築面積が123.54㎡、排水処理方法は合併浄化槽となります。

次に、資金計画は—————添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域特定地域にあり、町道岩田23号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当区域推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 今月20日の日に事務局の小川さんと農業委員の高橋さんと3人で現地確認をしてきました。結論から申し上げますと、遊休農地の活用ということで5条の申請はやむを得ないかなと思います。その他個人的に気になったので調べて皆さんにもお知らせしたいのですが、そもそもグランピング施設ということでの申請ですが、そもそもグランピングとは、グラマラスとキャンピングをかけた造語のようで、ホテル並みのサービスを野外のキャンプ場で楽しむというものです。今世間でもグランピング施設ということで色々できているところが多いようですが、今回の予算規模で、先々月ころにあった矢那瀬のグランピング施設とは予算規模が違うようですね。農業委員会でそこまで心配する必要はないかなと思うのですが、あそこの岩田地区でお客が呼べる施設になるのか心配になるところもあります。ですが、結論は最初言いましたとおり、遊休農地の活用ということなので、やむを得ないかなと思います。

以上です。

○議長 担当推進委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

3番、高橋満委員、説明をお願いします。

○3番 高橋満委員、先週の木曜日に現地確認について参りました。先ほど事務局、齊藤さんから詳しく説明があったので、私の方から特に説明するところもないかなと思うのですが、1つだけ気になったのは残飯処理ですが、事務局に確認したところ、そこは指導されているとの事です。

以上です。

○議長 高橋満委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

6番 須賀委員 隣接する土地に農地があると思うがグランピング施設ができることに関して影響はないのか。

事務局 地権者の方から同意書をもってしておりますので、問題ないかと思えます。

○議長 他に質疑はございますか。

○10番 宮澤史明委員 齊藤委員のおっしゃった部分の確認はとった方がいいのでは。経営も含め心配な部分が多い。乱開発とはいいませんが、地域のお荷物にならないようよう指導して今後よく見るようにしたほうがよさそうですね。

○事務局 グランピング施設という事で、矢那瀬で申請のあったホテル並みの施設を想像されることはもちろんかと思えます。事務局の方でも確認したところ、グランピング施設という言葉がひとりあるきしているところはあるのですが、ご家族4～5人が余裕を持って入れるようなファミリーテントの設置するという事です。そのため、費用が安くなっております。その他、土地の整地などの費用が安価である事、中には見積書に掲載のないものに関しては、業者に依頼するところもあるが、自分で作業を行うという事で費用が抑えられているという事です。

○10番 宮澤史明委員 なんか普通は水場とかトイレを設置するだけでも普通はすごいからね。

○議長 テントは引っ張るだけの様なものなんだろうね。たしかにそういうものであればこのくらいでできるのかな。

○10番 宮澤史明委員 いろいろとのっていないものが多いのかな。

○事務局 掲載のないものに関しては自分自身で実施するという申出でありまして、あくまでも業者に依頼するものが見積書にのっています。

○議長 あまりにも安すぎるもんね。他に質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思えますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

○議長 つづきまして議案第2号、議案第3号については関連がございますので、まとめて説明させていただきます。

議案第2号 農用地利用集積計画について、議案第3号 農用地利用配分計画についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

議案第2号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。

議案第2号、議案第3号は農地中間管理事業に関連する案件のため、農地中間管理事業について、説明します。農地中間管理事業は農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借受け、地域で農地の借受けを希望する者を公募し、応募した者の中から適切な貸付相手を選定し、貸付を行う事業になります。なお、埼玉県では公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理機構として指定を受けております。

中間管理機構が農地を借り受けるに当たっては、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地中間管理機構が借り受け、農地中間管理機構から借受けを希望する者に貸し付けるに当たっては農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画により中間管理機構が貸し付けることとなります。農用地利用集積計画は町が定めるものですが、計画を定めるにあたっては農業委員会の決定を経る必要があります。議案第2号はこの農用地利用集積計画を定めるため農業委員会の決定を求められるものです。また、農用地利用配分計画は農地中間管理機構が定めるものですが、計画を定めるにあたり農業委員会の意見を聴き市町村が計画案を定めるものとされています。議案第3号はこの農用地利用配分計画案を定めるため農業委員会の意見を求められるものです。

以上で農地中間管理事業の説明は終わらせていただき、議案第2号の説明をさせていただきます。本件は、農地中間管理事業として、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。それでは計画の内容を説明します。

借受人（かりうけにん）、住所・氏名、_____さん。

貸付人（かしつけにん）、住所、氏名、_____さん。

権利を設定する土地は、所在地、番号1大字_____、番号2は_____、番号3は_____、番号4は_____、番号5は_____です。地目はいずれも台帳は畑、現況は畑、面積は番号1は1,000㎡、番号2のは472㎡、番号3は485㎡、

番号4は1, 395㎡、番号5は1, 000㎡の合計4, 352㎡となります。次に設定する利用権ですが、全て利用権の種類は、賃借権の設定。内容はその他(樹園他)、始期、存続期間については、令和5年1月1日から令和10年12月31日までの6年間です。賃借料は長瀨町における賃借料水準、10アールあたりの最低額の2, 000円を基準として合計————円となります。下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内で————から南西約200mにある土地です。

以上で議案第2号の説明を終わります。続いて、議案第3号 農用地利用配分計画の意見についてご説明いたします。

議案第2号は農地所有者から埼玉県農林公社が農地を借り受けるための利用権の設定を決定していただくものですが、議案第3号は、埼玉県農林公社が借受けを希望する者に対し貸し付けるための農用地利用配分計画について、町からの依頼により意見を求められ審議をお願いするものです。意見を求められている事項は、農地のすべてを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付の適否などについて判断をお願いします。それでは計画の内容を説明します。

賃借権の設定等を受ける者の氏名、住所、————。賃借権の設定等を受ける土地は、議案第2号で説明させていただいた土地と同様で大字————
————の5筆です。現況地目は畑、面積は上から1, 000㎡、472㎡、485㎡、1, 395㎡、1, 000㎡の合計4, 352㎡となります。この土地について現に農地中間管理機構から使用賃借権の設定等を受けている者はありません。設定する権利ですが、権利の種類は、賃借権の設定。利用内容は樹園地、具体的にはヘーゼルナッツです。賃借期間は始期は令和5年1月1日、終期は令和10年12月31日、期間は6年間です。賃借権設定で借賃は合計————円です。

——さんは東京都在住IT関連企業に勤めており、農業については兼業により開始される予定です。ヘーゼルナッツ類の栽培は、国内においても経験されている方はほとんどありませんが、国内第一人者とされる方(長野県で既に事業家に成功された農家)を訪問して、苗木の調達、精算、生産後の販売ルートについても調整されているとの事です。町としても新果樹の取組は応援していきたいと考えているためヘーゼルナッツ類栽培の計画案については、特に意見はないものと考えております。

なお、本件につきましては、町では農業委員会の意見を聴いたあと、計画案を埼玉県農林公社へ提出し、埼玉県農林公社が計画を決定し、埼玉県知事が認可、公告を行い、賃借権が設定されるようになります。

以上で説明を終わります。

事務局の説明が終わりました。

○議長 これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○10番 宮澤史明委員 ——さんは管理をするにあたって東京都から通うのか。

○事務局 ヘーゼルナッツの栽培については、基本的には苗植をする際に水をあげる等の行き来が必要となるが、植えた後の作業については特に必要ないようです。植付けから数ヶ月は管理のため、行き来は必要となるそうですが、軌道にのり次第管理は不要という説明を受けております。

○齊藤喜久夫委員 ヘーゼルナッツの活用は具体的に何に活用していくのか。

○事務局 資料でお配りしているとおり、アイスに活用したり色々と活用する方法はあるそうです。実際にそちらの資料に記載のある長野県の方から教わりながら、今回のヘーゼルナッツを栽培するそうなので、栽培から収穫後の出口戦略もあるという事です。

○齊藤喜久夫委員 気象条件も長野県とそこまで変わらないだろうし、そういった条件もいいのか。

○事務局 そうですね。確かに気候についても、長瀬町を選んだ理由のひとつとっておりました。気になるのは有害鳥獣の関係。今回の農地が山に近いので、そういった対策は自身でやっていただくように依頼をしました。

○議長 どういったものか想像できないね。

○事務局 そうですね。国内でもやられている方が少ないです。そのため、出口戦略がある上で実施できるというもとで実施することですので、町としては新たな取り組みということで応援していきたいと思います。

○齊藤喜久夫委員 ——さんは農業経験はあるの。

○事務局 農業の経験はないそうです。

○10番宮澤史明委員 師匠がいれば問題ないのではないのでしょうか。

○議長 他に質疑はありますか。

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

○議長 これより採決を行います。議案第2号 農用地利用集積計画についてに対する採決

を行います。本件は、申し出のとおり決定したいと思います、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手願います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 全員の挙手がございましたのでご異議ないものと認めます。よって、本件は申し出のとおり決定いたします。

○議長 つづきまして、議案第3号 農用地利用配分計画についてに対する採決を行います。本件は、配分計画案について「意見なし」で報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手願います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 全員の挙手がございましたのでご異議ないものと認めます。よって、本件は、配分計画案について意見なしで報告したいと思います。

。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、11月の委員会日程でございます。11月の委員会は、25日金曜日午後1時30分からにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、25日金曜日午後1時30分に決定します。なお、11月は委員会終了後に農振協議会が開催されますので、よろしくお願いします。

事務局、何か他にございますか。

○事務局 先月の農地転用許可の状況ですが、農地法第5条の3件は、現在資料の補正中ですが、許可見込みです。また、先月の農業委員会で話しのあった下限面積について、確認したところ、国としても下限面積の要件を削除した。しかし農家要件(150日間従事)は残ります。秩父郡内では、秩父市が現在地区に応じて、下限面積を1,000㎡から3,000㎡と設定しているが、他の町は3,000㎡で設定していますが、今後の見通しとして、

皆野町の農業委員会担当者とも相談したが近隣市町村の動向をみながら農家要件、下限面積を検討していければと考えている。最後に明日、10月26日の水曜日に長瀬幼稚園でさつまいもの収穫体験が行われる予定で、堀口委員と中井推進委員と事務局の2名が参加予定です。以上です。

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時5分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和4年10月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 須 賀 勤

署名委員 宮 澤 史 明